高等教育の修学支援新制度における専修学校の専門課程(専門学校)に関する留意点

基本的な考え方

● 高等教育の修学支援新制度において、支援の対象となり得るのは専修学校の「専門課程」の生徒。 (高等課程、一般課程、附帯教育の生徒は対象外)

D学科

1年次

支援を受給

- 一度、認定された生徒が支援を受けられる期間は、基本的に当該学科における修業年限までの間(修了まで)である。
- ただし、専門課程である学科から別の学科に異動した場合であって、次に該当するときには支援の対象となる。(Eを参照)
 - 修業年限を終える前に、同一学校種の間で転学をした場合(前の学校の修業年限を終え(修了し)、他の学校に入学した場合には「転学」とはならないことに留意)
 - 修業年限を終える前に、同一の専修学校(専門課程)において、学科等の相互の間で転籍したもの(修了後に異なる学科等に入学した場合には、ここで言う「相互の間」 の「転籍」にはならないことに留意)
- 「上級学科」や「専攻科」と称される2番目以降の専門課程に在籍する生徒については、以前に在籍していた学科で支援を受けておらず、かつ、高校卒業後、2番目以降の学 科に入学するまでの期間に関する要件(高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内)を満たせば、支援の対象となり得る。

専門課程の間の異動のパターン(例)

2年制のA学科で支援を受けて修了し、 別の2年制のB学科の1年次に入学した 場合(A学科には高校卒業の翌年度に入学)

2年制のA学科で**支援を受けず**に修了し 、高校を初めて**卒業した年度の翌年度の** 末日から2年以内に別の2年制のB学科 の1年次に入学した場合

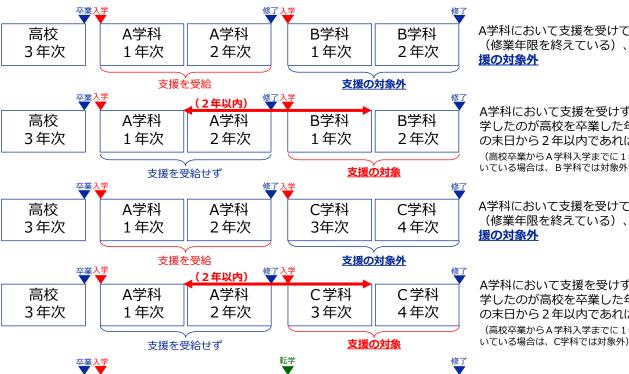
2年制のA学科で**支援を受けて修了**し、 別の4年制のC学科の3年次に入学した 場合(A学科には高校卒業の翌年度に入学)



2年制のA学科で**支援を受けず**に修了し 、高校を初めて**卒業した年度の翌年度の** 末日から2年以内に別の4年制のC学科 の3年次に入学した場合



3年制のD学科で2年次まで支援を受け 在籍し、修了せずに、3年目から別の専 修学校(専門課程)のE学科の3年次に 転学した場合 ※



D学科

2年次

A学科において支援を受けて修了しており (修業年限を終えている)、B学科では支 援の対象外

A学科において支援を受けず、B学科に入 学したのが高校を卒業した年度の翌年度 の末日から2年以内であれば支援の対象

(高校卒業からA学科入学までに1年以上の期間が空 いている場合は、B学科では対象外)

A学科において支援を受けて修了しており (修業年限を終えている)、C学科では**支** 援の対象外

A学科において支援を受けず、C学科に入 学したのが高校を卒業した年度の翌年度 の末日から2年以内であれば支援の対象 (高校卒業からA学科入学までに1年以上の期間が空

同一学校種間で転学した場合は支援の 対象(ただし、D学科を修了した場合は 、ここで言う「転学」とはならず、E学 科では支援対象外となる。)

E学科

4年次

支援の対象

E学科

3年次

※ 同一の専修学校(専門課程)において、学科等の相互の間で転籍した場合も同様

高校

3年次